

ID: 3056

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

<p>処分の概要</p>	<p>措置の命令</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>化製場等に関する法律 第9条第5項において準用する第6条の2</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和23年法律第140号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第5項において準用する第6条の2の規定による。</p> <p>第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>